

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全

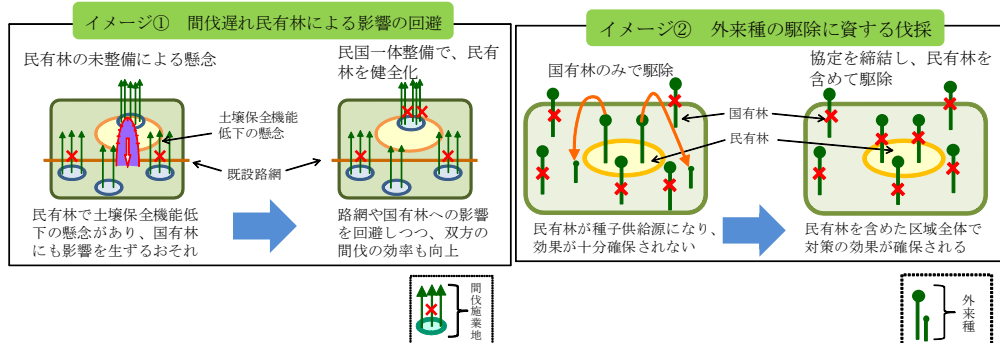
## 5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、森林所有者等による間伐等の施業が十分に行われず、国土の保全など国有林野が発揮している公益的機能に悪影響を及ぼしたり、外来樹種が繁茂して国有林野で実施する駆除の効果の確保に支障となる場合があります。

国有林野の公益的機能の維持増進を図るため、民有林野と一体的に施業等を実施する必要があると認められる場合、森林所有者等と森林管理局が協定を締結し、国有林野事業により一体的に整備及び保全を行う「公益的機能維持増進協定制度」が平成24年の国有林野管理経営法等改正法の成立により新たに創設され、平成25年度には5箇所協定を締結しました。

今後、本制度の活用により、民有林と一体となって、施業集約化に向けた路網の開設や間伐等の施業の実施、世界自然遺産地域等の保全に向けた外来樹種の駆除等に取り組むこととしています。

### 図一 6 公益的機能維持増進協定制度のイメージ



## 事例 「公益的機能維持増進協定」の締結

関東森林管理局管内の国有林内に介在している静岡県浜松市三ヶ日町<sup>みつかびちょう</sup>の<sup>ひびさわ</sup>民有林について、所有者である日比沢地区自治会と、周辺の国有林との一体的な間伐等を行うことを内容とした協定を締結するなど、林野庁では、平成25年度中に全国で5件の「公益的機能維持増進協定」を締結しました。

今後、この協定に基づき、協定民有林を含めた一体的な施業等を実施することとしています。

(各森林管理局)

### 【協定締結状況】

森林管理局	協定区域の管轄署	協定面積	概要
東北	上小阿仁支署	30.68ha	森林整備（間伐）の実施
関東	日光森林管理署	32.77ha	森林整備（間伐）の実施
	天竜森林管理署	41.45ha	森林整備（間伐）の実施
九州	鹿児島森林管理署	37.76ha	森林整備（間伐）の実施
	屋久島森林管理署	0.75ha	外来種（アブラギリ）の駆除



場 所：静岡県浜松市  
 説 明：写真は、平成26年2月に行われた協定書調印式の様子です。



明治35年に植栽された高齢級スギ人工林（東北森林管理局）